

鳥取県告示第225号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
西伯郡大山町御崎字中瀬614の37
- 2 指定の目的
風害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)